

平成25年3月土佐清水市議会定例会会議録

第9日（平成25年 3月13日 水曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 議案の委員会付託

日程第3 市議会議案第1号 土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 14人

| | | | |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番 | 矢野川 周平君 | 2番 | 森 一美君 |
| 3番 | 小川 豊治君 | 4番 | 西原 強志君 |
| 5番 | 永野 裕夫君 | 6番 | 岡林 喜男君 |
| 7番 | 永野 修君 | 8番 | 岡崎 宣男君 |
| 9番 | 瀧澤 満君 | 10番 | 岡林 守正君 |
| 11番 | 仲田 強君 | 12番 | 井村 敏雄君 |
| 13番 | 橋本 敏男君 | 14番 | 武藤 清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|--------|
| 議会事務局長 | 岡崎 光正君 | 局長補佐 | 亀谷 幸則君 |
| 議事係長 | 池 正澄君 | 主事 | 中山真寿美君 |
| 主事補 | 岡林 貴也君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                           |         |                                       |         |
|---------------------------|---------|---------------------------------------|---------|
| 市 長                       | 杉村 章生 君 | 副 市 長                                 | 吉村 博文 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長       | 酒井 紳三 君 | 税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員               | 浦中 伸二 君 |
| 企 画 財 政 課 長               | 山田 順行 君 | 総 務 課 長                               | 山崎 俊二 君 |
| 消 防 長                     | 濱田 益夫 君 | 消 防 次 長 兼 消 防 署 長                     | 弘田 正明 君 |
| 健 康 推 進 課 長               | 山下 毅 君  | 福 祉 事 務 所 長                           | 二宮 真弓 君 |
| 市 民 課 長                   | 横山 周次 君 | 環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長             | 坂本 和也 君 |
| ま ち づ く り 対 策 課 長         | 木下 司 君  | 産 業 振 興 課 長                           | 磯脇 堂三 君 |
| 産 業 基 盤 課 長               | 文野 喜文 君 | 水 道 課 長                               | 山本 豊 君  |
| じ ん け ん 課 長               | 中山 直喜 君 | し お さ い 園 長                           | 倉本 和典 君 |
| 教 育 長                     | 村上 康雄 君 | 学 校 教 育 課 長                           | 黒原 一寿 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長 | 山下 博道 君 | 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長 | 武政 聖 君  |
| 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長     | 徳井 直之 君 | 監 査 委 員 事 務 局 長                       | 中山 優 君  |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年3月土佐清水市議会定例会第9日目の会議を開きます。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） おはようございます。

一般質問もきょうが最終日となりました。今回の一般質問は、デマンド方式による地域交通システム導入についてと新清水中学校開校を間近に控えて、準備は万端かの2点について質問します。

ちなみに、25年前の1988年のきょう3月13日は、青函トンネルを通るJR津軽海峡

線が開業した記念日でもあります。戦前から計画され、北海道と本州を海底で結ぶ一大事業で、人的交流と物流の路線の要として、長年の人々の夢がかなった日でもあります。

同時に、青函連絡船が80年の歴史に幕を閉じた日でもあります。翻って本市に目を向けますと、人口減少や高齢化が進む中で、交通空白地域や交通空白時間が多く発生をしております。どこに居住をおいても、市民が等しく行政サービスを受けられるように対応を図ることは、行政の務めであることは言うまでもありません。

昨年来、取り組んでこられている地域内移動システム計画のこれまでの経過と今後の事業推進について企画財政課長に質問します。

○議長（岡林守正君） 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） おはようございます。お答えをいたします。

まず、経過についてお答えをいたします。

本年度の当初予算案に計上いたしております中山間地域移動手段確保支援事業につきまして、平成24年度の県基金事業を活用いたしましたNPOと行政との協働モデル事業の採択によりまして、ニーズ調査、システム構築を行い、その結果を踏まえ、本年秋ごろより実証運行を開始しようというものであります。

24年4月1日付で県補助金交付決定を受け、NPOノアズアークと委託契約を締結をし、事業を開始をしております。庁内的には、地域内移動システム構築プロジェクトチームを関係各課で組織をするとともに、市内交通事業者、各地区区長会長、市PTA連絡協議会長、社会福祉協議会長、清医会等による誰でもおでかけ委員会並びに幹事会を組織をし、事業を進めてまいりました。

ニーズ調査といたしましては、生活路線バスの運行していない地域を対象に、市内23集落、952世帯に対し、約2カ月をかけ訪問による聞き取り調査を実施したところであります。

調査結果の特徴的な部分といたしましては、どの地区におきましても高齢化が顕著であり、自家用車の所有率は高いものの、今後、5年後、10年後にはさらに高齢化が進み、運転が困難となり、大きな課題となると想定されたところでありますし、スクールバスへの乗合希望が大変多く、下ノ加江地区42%、三崎地区76%、下川口地区75%、全地区の平均では64.3%の住民がスクールバスへの乗合を希望するとされていたところであります。

これらの調査結果の分析、ニーズに基づく移動システムの設計は、NTT西日本に業務委託を行い、基本計画を作成したところであります。

移動システム基本計画案が昨年11月末に完成をし、法制上の問題の有無を四国運輸局と協

議をする中で、最終計画書としたものであります。

また、本年1月には、下ノ加江、三崎、下川口の各地区区長会で経過や今後の方向性、具体的な移動手段、ダイヤ、料金等について説明を行い、一定の理解をいただいたものと考えております。

同月18日には、所管委員会の総務文教常任委員会におきまして同様の報告を行ったところであります。

次に、今後の事業推進についてであります。今後の事業推進につきましては、現在、移動システムの概要チラシを作成いたしまして、本年の秋よりテスト運行が開始されること、運行エリア、料金、利用方法等についてそれぞれニーズ調査を実施いたしました各世帯に対して、NPOがそれぞれ訪問の上、事業説明を行っているところであります。

運行開始までの間、広報・チラシ・地区説明会などにより、可能な限りの周知に努め、本年秋ごろより実証運行を開始しようと考えております。

以上であります。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 経過についてと、今後の事業推進について答弁がありました。庁内でプロジェクトチームを立ち上げるとともに、関係代表者での誰でもおでかけ委員会を組織して推進を図ってきたとのことでもあります。

ニーズの調査においても、23集落、952世帯の生活路線バスの運行していないところを訪宅し、聞き取り調査をした。そういった丁寧な調査が行われたようですし、それをもとにシステムの設計業務をNTT西日本に委託した。NTTがこういう仕事をしているというのは、僕も初めて聞いたわけですが、そういったNTT西日本で基本計画が作成され、法制上の問題もクリアした上で、最終計画に至ったということであろうと思います。

今後は、9月ごろの実証運行を予定していることや当該地域の世帯に利用説明の訪問を行っているとの答弁でございました。

この点に関しては、これからのNPOのメンバー等の精力的なそういう周知が図られていくものと思いますが、大体、NPO何名ぐらいがそれに従事しているか、その点、ちょっとお尋ねしたいなと思います。ニーズ調査に伴って、稼働した人数について、お願いします。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） ニーズ調査について、実動した人員については2名で考えておりまして、ただその補完的なNPOの職員がついた部分もあると思いますが、基本的には

2名が従事しました。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 2カ月ぐらいの中での調査ということで、かなりハードなタイトなそういう作業をなさったんじゃないかなと思います。

ただ、アンケート調査等、目を通させていただきますと、大変に詳しく、また必要な部分に触れておられるアンケートをしているなという感じはいたしました。

次に、立案・実証・実施の工程について、内容説明を求めますが、大体今までの課長の答弁で、おおむね理解ができましたが、通告してますので、改めて質問させていただきます。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 現計画では、生活路線バスは従来どおり運行をいたします。

廃止代替バスは、足摺岬から窪津経由、清水間のみを運行し、その他の路線は廃止となります。廃止となり、デマンド運行形式に移行するものであります。

また、交通空白地区につきましては、過疎地有償運送形式を導入し、週2回の移動手段を確保することとしております。

大きく変わる点につきましては、事前予約による運行となり、予約がない場合は運行しないこととなる点、さらにバス停留所からの乗降であったものが、自宅または自宅付近での乗降を可能とし、市街地での乗降につきましても、公共施設、医療機関等での乗降を可能とし、高齢者の皆さんの利便性を高めたところであります。

ただ、今回の実証運行を開始すれば、さまざまな課題や問題点が出てくると想定をしております。実証運行を行いながら、ダイヤであるとか、運行形態であるとか、柔軟に変更していく必要があると考えております。

本年度予定をしております実証運行では、ニーズ調査において多くの要望があったスクールバスの活用ができておらず、今後の課題となっております。

市民の利便性を高めることを第一義に、可能な限り経費削減を進めるためにも、スクールバスの活用等も含め、今後もよりよい移動システムに進化させていきたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 今、課長より答弁がありましたように、実証運行を開始すれば、さまざまな課題や問題が出てくることは間違いありません。

先般、私ども清友会で会派視察研修を岩手県の雫石町に行ってまいりました。当地では、平

成16年にデマンドタクシー運行事業は導入されて、今ではあねっこバスとして町民に慕われ、生活交通として定着をしております。

「あねっこ」とは、地元で年ごろの娘をそう呼ぶらしく、公募で決まったとのことでした。

決して、乗り心地がいいとは言いません。そういうことを言っているわけではございません。

利用者は、利用者数が年間2万6,000人以上で推移をしていると。ちなみに、人口は本市と遜色なく、1万8,000人。ただ、内陸地ですので、盆地になっておるといふその中の中心地。だから、放射線状にそういう交通路線をデマンド方式をやっているということです。土佐清水市の場合は、半円が太平洋ということで、ある意味では、放射線的な考えもできんことはない。半分のそういうふうには理解できていると思いますが。

路線ごと一律200円なんです。一律で。小学生は100円。そういう利用料金でチケット販売が年間500万円前後を保っているというようなことでした。詳しい資料は視察報告の報告書に資料等を載せて、議長にきょう出しますので、また希望の方は参考にさせていただきたいと思います。

そのとき、担当職員の話の中で、常に利用者の意見、それから要望を取り入れながら、所要時間や運行経路等に関して、運営主体及び運行主体との調整を図り、そして事業システムの改善に常に努めていると。特に、スクールバス等の利用で、年度末、そういう生徒数なんかの異動があります。そういったことも含めて、またそういう希望を利用すればするほど、いろんな課題が見えてくる。だから、常に柔軟な改善へのそういう対応をとっていると。今、答弁でも課長は、想定内とそういうふうには思っていらっしゃるようですので、安心はしております。

ただし、先ほど答弁にもありましたように、本市の場合、全地区の三崎・下川口、それから下ノ加江のそういう地域で、平均64%以上がスクールバスの利用を望んでいる。混乗、乗り合わせをするということをして住民が望んでいるというアンケート調査結果があり、それだけの希望があるにもかかわらず、今回の基本計画の中には活用できなかった。そのことに関しては、やはり画竜点睛を欠いているのではないかなと言わざるを得ません。

既存の資源を最大限に利用して、そして必要最小限の初期投資、そういったローコスト、ローテクノロジーの点からも、まだやはり課題があるのではなかろうかというふうには私は認識しております。

中学校統合の機に、送迎バスを路線の本丸として、自分も考えて描いておりましたので、大変に残念な思いはしております。

その件は、またこの後、2番目の清水中学校の開校についての準備万端かということで、質問することができますので、そのときに質問させていただきます。

質問と答弁がちょっと前後して、重複しておりますが、そういった住民の意見、ニーズを捉

え、当該施策に反映させるための対応について、お聞きをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 住民の意見ニーズの反映についてであります。先ほど申し上げましたように、本年秋ごろから実証運行を開始をすれば、さまざまな問題や課題が出てくると想定をしております。

実証運行を行いながら、ダイヤ、運行形態等、柔軟に変更していく必要があると認識をするところでありまして、利用者の皆さんはもとより、区長さん、あるいは受付業務を行うNPO等の意見、必要であれば、各地区での意見交換会等を開催するなど、可能な限り利用者の意見を反映するよう留意をしながら、よりよい移動システムにしたいと考えております。

約1年、実証運行の期間を想定をしております。その期間の間には可能であれば、住民の要望が一番多かったスクールバスの活用についても、可能な限り、その中で検討してまいりたいというふうには考えておりますし、教育委員会と十分連携をしたいというふうには考えております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ぜひともスクールバスの活用、またそういう方向性を、この1年の間に検討しながら、検討だけじゃなくて、本当に実現できる方向を教育委員会等と話をさせていただきたいなと思っております。

次に、質問内容、通告にはちょっと書いておりませんでした。口頭で先日、通告しましたこの事業に係る経費、どのくらい見込んでおられるのか、その点をちょっとゆっくり、数字が入ると思いますので。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 事業に係る経費についてお答えいたします。

事業費につきましては、スクールバス・通園バスの運行路線が増加をしたこと、デマンド運行を開始することなどにより、事業費は総体で増額となっております。

スクールバス・通園バスについて、前年度と比較をいたしますと、平成24年度12路線、2,246万2,000円、平成25年度16路線、7,439万4,000円となり、5,193万2,000円の増額となります。

デマンド運行に関連をする経費といたしましては、平成25年度予算案には、9月から3月までの7カ月間の経費を計上しているところでありますが、年間の経費で述べさせていただきます。

ます。

運行日数を毎日運行の年296日と想定をいたしますと、2,743万4,000円となるところであります。

ただ、デマンド交通の運行によりまして、廃止代替バスの廃止による経費削減も図られますので、933万4,000円程度削減が見込まれるところでありますし、また一定の利用料収入も見込まれるものとなります。

従来どおり運行される生活路線バスを除く廃止代替バス、スクールバス、通園バス、デマンド運行の全体事業経費で比較をいたしますと、平成24年度4,731万6,000円に對しまして、平成25年度1億1,734万8,000円となり、約7,000万円程度の経費増と見込んでいるところであります。

ただ、歳入面での増加要因もありまして、スクールバスの運行経費は、普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、平成24年度では5台分、2,790万円であったものが、平成25年度には10台分、5,580万円となり、2,790万円の増加となります。

デマンド交通につきましても、県の中山間地域移動手段確保支援補助事業3分の2補助を予定しておりまして、約1,800万円の県補助を見込んでいるところでありますし、それ以後、国の2分の1の補助金が約3年間見込まれるというふうに考えております。

それらの歳入増並びに利用料収入等を考えますと、年額で対前年度比で2,000万円程度の増額になるというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） この事業は、県の中山間のそういう事業の推進に合わせて取り入れられて、一昨年ごろから、年末ごろから企画のほうで作業に入られたと思います。

今議会にも提出されております予算審議における事業説明、この中にも詳しく県補助3分の2に対するこの項目が出ておりますので、かなり理解はできているわけでございます。

ただ、トータル約2,000万円余りということですが、あくまでもこれは机上の計算でありますし、またチケット・回数券の販売等、そういったものも含まれておりませんので、大まかなそういう方向で理解をしております。

次に、先ほど申しましたように県が今、中山間対策の抜本強化の予算として、平成25年度に207億円、昨年度が181億円でしたので、かなり積極的にこの中山間対策というものに取り組みうとして、今、県議会も審議中だと思います。

今回の質問で取り上げた移動手段の確保支援事業をはじめ、中山間地域の生活支援事業、また支え合いの地域づくり、そういった事業、見守り支援ですか。そういった福祉事務所が取り

組んでいるあったかふれあいセンター事業との連携及び協働が求められてくると認識をしておりますが、まず企画財政課長にその点の連携等、どのように所見を持っておられるか、お尋ねします。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 行政改革推進本部の答申にもありますが、各市民センターの機能の見直し、サービスのあり方について変革が求められているところであります。

特に、過疎高齢化が顕著な旧町管内においては、各市民センターを核とした新たな住民サービス提供システムが必要だと考えています。それは偏に中山間地域対策につながっていくというふうに考えておりますし、その一つがあったかふれあいセンター事業であります。市民センターを移動システムのターミナル拠点として位置づけることで、各集落からあったかふれあい事業への参加を容易にすることや、また地域おこし協力隊の導入、県が進めております集落活動センター事業の導入などにより、市民センターの機能強化を図り、地域における活動団体やNPOと協働をしながら、中山間地域の住民の皆さんが求める新たな事業展開を構築をしていきたいと考えております。

当初予算案にもあったかふれあいセンター事業の拡充強化、中山間移動手段確保支援事業、地域おこし協力隊導入事業などを計上をいたしております。

平成25年度における今回の新たな事業展開が今後の大きな節目になると認識をしております。それぞれを効果的・有機的にコーディネートをしていく責務があると考えております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） これからある意味で、具体的な方策が進んでいくものと思います。

今、課長が言われたように、このデマンド、この導入による福祉の向上、地域のそういった活性化、そういったものに大きく発展する。また広がっていく。まさに25年度は、そういった大きな節目になると認識しておるといふ課長の答弁のとおりだと思っております。

同じ質問になりますが、所管である福祉事務所長にもお尋ねしたいと思います。

また、園児の送迎、通園バスの利用という点についてもあわせて答弁を求めたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 二宮真弓君自席）

○福祉事務所長（二宮真弓君） お答えいたします。

あったかふれあいセンター事業は、仲田議員がおっしゃられたとおり、地域ごとの支え合い

の仕組みづくりを目的に開所したもので、ことし24年度からは中央町商店街の空き店舗を利用して、絆の家として障がい者・子ども・高齢者をはじめ、地域住民の誰もが世代の枠を超えて自由に交流できる場所として提供しており、運営はNPO法人に委託しております。

今年度の利用状況は、今のところ、6,761人、1日平均で21人の利用者があります。来年度は、これを先ほど企画財政課長が言われたとおり、下ノ加江・三崎・下川口の3センターを新たにあったかふれあいセンターのサテライトと位置づけまして、1人の職員を常駐して、3地区の地域性・ニーズを聞きながら地域独特の活動を推進したいとしております。

現在、あったかふれあいセンターには、送迎の機能がありませんので、9月から予定されておりますデマンド方式の交通システムの導入に伴い、各センターが移動の確保ができますので、より多くの人たちの利用が見込めると思っております。

それと、通園バスの利用につきましては、今年度、25年度からはまだ実現化していませんが、各地域の奥まで入っておりますので、このバスの利用は必ずしなくてはならないと思っておりますので、教育委員会、それと企画財政課と連携をとりながら、できるだけ早い活用ができるように努めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 福祉事務所長は、この施策に基づいた事業展開、住民サービス、また福祉の根本である抜苦与楽。そういった一つの方策が次から次とこれから出てくるんじゃないかな。また、そういう提案も私もしていきたいなと思っております。

特に、いろんなそういう空白地帯、また過疎地域においては、そういうふれあうことができない。本当に地区のエリア内だけでもなかなか出てこれない、そういうこともあるわけですので、やはりデマンド方式、人間で例えれば血管です。毛細血管として体の隅々まで行き渡る。そしてそういう流れができる。まさに生きがいか、希望とか、そういった栄養素を運んでいくチャンスになるんじゃないかなと、そういう機会を与えることになると思っております。

ぜひとも、本格的に事業が始まりましたら、そういった部分にしっかり乗せていただいて、より一層の効果が出るように、連携をとりながら、また地域の方々とのそういう語らいの中で、何が必要なのか、どうすればいいのかとそういう視点に立った施策を打ち出していきたいなと思っております。

以上で、このデマンドに関する質問は終了させていただきます。

次に、新清水中学校開校を迎えて、準備は万端かということで、ちょっと荒っぽい質問で申しわけございません。

まず、本当にこの新中学校の高台移転、そして統合、大変なご苦労があったものと推察しま

す。学校教育課長をはじめ、所管の方々が休日を割いて、そういう地域に入ったり、ミーティングしたり、また走って回られている姿をよく見かけました。改めて敬意を表したいと思えますし、当該の中学校の父兄の方をはじめ、地域の方、そして生徒、本当にご理解をいただいたことに関して、この場をおかりしまして、まず御礼を申し上げたいなと思っております。

準備は万端か、万端ですと終わるわけですので、それではまだ時間いただいているので申しわけございません。若干、絞って質問させていただきますので、まず、4月に開校して、どういう1年、2年、3年までの学級数、それから生徒数、そして清水外から入ってこられる生徒を含めて、その数値をお示しいただきたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） お答えします。

平成25年4月からの新清水中学校の生徒数とクラス数につきましては、1年生124名、うち現清水中学校区以外の生徒は37名、クラス数は4クラスとなります。

2年生は120名、うち清水中学校区以外の生徒は39名、クラス数は4クラスです。

3年生107名、うち清水中学校区以外の生徒は31名、クラス数は4クラスとなります。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 4クラス編成、大体30名から40名のそういう編成。そういうことになると、かなりそういう生徒数の振り分け等いろんな意味でまたご苦労もあるんじゃないのかなと思えます。それは現場でのお仕事のご苦労ですので、ここで触れることはできませんが、一番今の質問の中でも出ておりました、スクールバスが今回5台、購入をするということになっております。既存の2台、今使ってますので、7台で対応していくわけですが、この運行路線について、ご説明いただきたいと思えます。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 下ノ加江地区が布方面からと市野瀬方面からの2ルート、半島が1路線、三崎地区が爪白から国道を通過の1路線と平ノ段、そして斧積・上野を通る路線の2ルート、下川口地区が大津からの国道のルートと、有永・坂井からのルートになります。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 先ほども話しましたように、大変なそういう大津から布まで、また半島の先まで、そういった生徒の送迎にこのスクールバスが活用されるわけですので、今回、

統合等、またそういう作業の中で、この移動システムの中の導入が図られなかったという点がどうしても、私もちょっと不満がありましたので、教育長、そこら辺の経過というか、また今後について、今、企画財政課長も実証運行の中で、また26年以降のそういう事業本格化に向けて、どうしても教育委員会とのすり合わせ、そして協力をお願いしながらという答弁もありましたので、その点の経過と、それから方向を教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

スクールバスは、国の補助制度を導入して購入しておりますので、一定期間、目的外使用はできないこととなっております。

また、通常の登下校のほか、台風とか、インフルエンザ等、その他もろもろのことで休校や学級閉鎖、学校閉鎖などが突発的に起こりますので、その点も考慮しております。

それから、陸上記録会とか、音楽交流会等、各種学校行事にも使用いたしますので、地域交通としてのスクールバスの利用には入れておりません。そういうことでございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） そういう理由で、今回、含まれなかったということだと思いますが、一般市民の目から見れば、やはり送迎時間以外は車が車両が動いてないと、そういう認識があるわけですね。そのあらわれで、また一番身近に接触する地域の方々が、子どもらとの混乗を求めている、この事実、64.3%、先ほど答弁ありましたけど。これがやはり地域に根差した教育理念としても、一步踏み込んで、そして方向性を見い出していくべきじゃなかろうかなと。一定期間の補助事業ですので、そういう期間が必要だということ。これが何年かということをお聞きする必要もありませんが、近隣の犬伏町なんかでもそうなんです、全て混乗をやります。先般行った雫石もそうです。ほかの地域でできることが清水でできないわけではないと思いますので、そういった点について、今年度、4月には当然無理でしょうし、25年度も無理かもしれませんが、遅くとも全庁を挙げて、そういう取り組みをする中で、教育委員会のそういう協力、そして一步踏み込んだ世代間の絆なんかも結ばれるわけですし、子どもたちの生徒の教育の面からも、決して混乗することがマイナスになるとは思いません。そういった点で将来に向けてはどんなふうにご検討されるか、教育長にお尋ねします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

法的にクリアでき、学校の突発的な使用や学校行事等に対応できるとすれば、検討は必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 突発的なことが起きるときは、突発です。それをやっていくのが行政であり、また、この地域内移動システムの一つの一番要であるコーディネート。またある意味ではノアズアークが、今委託されておりますが、そういう部分での調整が必要になってきます。これはやれると思います。またやらないと、この事業は成功しないわけですので、その点は信じていただいていたいいと思います。

また、学校行事等は、ほとんどが突発的に起きるわけではございませんので、十分にスクールバスの運行に合わせて調整もできる。そのためのコーディネートもできるわけですので、その点もクリアできると思います。

法的に補助金の返還、これは僕はないと思います。そういう点で、ぜひともさっきも言ったこの移動システムの要でもあるこのスクールバスの利用、そして一番幹線の先ほどの人間の人体で言いましたが、大動脈なんです。スクールバスは。それに合わせて、福祉事務所の園児の送迎バス、これが一つのシステムの中に組み入れられたら、まず経費の面でも、また何よりも市民のニーズに応じていくだけの体制が十分できると思いますので、ぜひともこれは教育委員会、または学校等の父兄とのそういう話も必要になってくるとは思いますが、これだけの要望がある、希望があるという点を踏まえて、ぜひとも早急に取り組んでいただきたいと、私は、再度お願いしますが、教育長、どうですか。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） 今後、そういう要望があるということ踏まえて、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ぜひともお願いをいたします。

それと、細々したことを先に聞きます。やはり万全かということで、私が気づいたことですが、どうしても高台に移転したということで、登校するときは坂道ですのでいいんですが、下校時の自転車通学の方々、これが心配で心配で眠れないんですよ。というのは、案外、東側も

西側も両方、急傾斜になってます。それでそのまま下りてきて、そして今、その横に道路が走ってます。この道路もかなり車の量がふえてきています。また、幅員が広がって立派なものできれば、かなりの車が往来すると思います。

そういう自転車の流れ、車の流れ、そういったもので一番心配するのは、交通事故なんです。特に自転車通学する方々、生徒のことが心配でなりません。そういった対応について、どのように考えておられるか、その点をお尋ねします。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 中学校といたしましては、登校時には自転車に乗っての登校を許可するようですが、下校時には自転車に乗っての下校は認めない。一定の区域を決めるといふ方針とのことであります。

以上です。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 早速そういう方向に入っているだけでも安心しました。ただ、どこまで認めないのかというのは、まだ決まってないんでしょう。坂道までとか、そういうのがあると思います。そういった点で、やはり投げかけてやることで、そして学校当局も対応していく。また市民も考えていく。これでもし1人でも生徒が事故ったり、けがをしたり、あつてはなりません、もしも死亡事故でも起きたら、何のために統合し、ここに移ったのか。これだけの皆さん方がご苦労し、住民が苦労してつくり上げたものに、一遍にそういう思いを起こさせますので、ぜひともこれは新学期始まると同時に、対応していただきたい。認めないというよりも、やはりそこに足を運んで、下校時くらいは、教員、または交通指導員に頼んでも、やはり皆さん生徒がある程度、自分の意識の中で定着するまでは、見守りながら注意を喚起していく。そういう積極的なこともお願いしたいなと思いますので、その点また要望としてこういう話があったということもお伝えしたいと思います。

次に、この統合に当たって、統合に参加された中学校のそういうニーズというか、話し合いの中で、いろんな要望等が出て、スクールバス等のそういう配慮がなされたわけですが、逆に清水中学校に今、来ている生徒から見れば、少し負担がふえる部分も出てきている地域もあるんじゃないですか。

例えば、大浜や中浜の方から自転車で今来られている方。松尾からはバスですと来れますが、その距離が清水中学校がここに移転したということで、何キロぐらいになるかちょっとわかりませんが、2キロそこそこはふえるんじゃないかならうかと思います。

それと、もう一つは、津呂、権現のほうから窪津を通過して、今の中学校からここまで来る距離、大体3キロ近くあるみたいですが、そういった方々の父兄とか生徒、そういった方々の心情というのは、ある意味ではこちらが気づいてやらないと、新しい学校の流れの中で、蓄積していくものが、不満が出てくるんじゃないだろうかというちょっと危惧があります。というのは、クラブ活動は、統合されたら活発になります。クラブ活動をしているスクールバスの生徒は、クラブ活動の終了後に送っていくわけでしょう。そしたら、雨の日もありますし、ちょっと暗くなる日もあると思いますが、先に自転車で帰っておっても、スクールバスがすうっと行ってしまうと。そういう中で、細かい話かもしれませんが、当事者の気持ちの中では、1年、2年、3年という積み重ねの中で、いろんな意味で心のひだの中に鬱憤というか、不公平さというか、そういったものがたまってくるんじゃないだろうか。近くなった方はいいですよ。大岐とか、以布利も近くになったと思いますし、そういうちょっと負担がかかり出したなというところ、そういった点が父兄の方からもかなり意見が出ていると思います。そういう状況もありますわね。それはどうですか。学校教育課長。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） スクールバスにつきましては、休校校区の生徒の登下校に使用することとしていますので、今の清水中学校区の生徒は、スクールバス以外の方法での登下校になります。中学校の移転に伴いまして、半島地区の生徒は通学距離が伸びることになりますが、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 距離が伸びることにより、何て言われたのか、ちょっと最後に聞き取りにくいんです。マイクつけて言ってください。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 通学距離が伸びることになりますけれども、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） その分は我慢してくれということですか。平たく言えば。どうですか、学校教育課長。どう言っているのか、ちょっと聞き取れない。

今、言ったのは、そういうハンディが出ているじゃないかと。そのことに関して、父兄の

方々から皆さん方のほうにいろんな意見や不満とか、今、ぶつけられてきている状況もありますわね。そういう状況の中で、開校し、また生徒間同士のすれ違い、そしてそういう状況、なぜそうなったかがわからない中で、生徒の中にもしも不満の部分がたまったりして、いじめの温床の部分なんかができる可能性だってあるんじゃないかならうかと僕は心配しているんですよ。そのために例えば、津呂のほうにおいても、補助出しているでしょう。定期代何ぼかと。そういうことを具体的な材料の中で、話し合いをしていかないと、今のままだけでは、今後、そういう登校下校の状況の中で、もっとふくらんできますということです。私が言うのは、ですから、こういった問題というのは、早く手を打てば、早くそういう新しい歴史もつくることができますので、そういう声は届いていると思いますので、地元の方々とのテーブルについて、それなりの材料を持ちながら話を解決していく方向はありませんか。学校教育課長。

○議長（岡林守正君） 学校教育課長。

（学校教育課長 黒原一寿君自席）

○学校教育課長（黒原一寿君） 先ほども申しましたが、中学校の移転に伴いまして、半島地区の生徒は、通学距離は伸びることになります。これまでも窪津小学校区の保護者等との懇談会を行っておりますが、この議会終了後に対応したいと考えております。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） ありがとうございます。それが大事だと思います。本当に設立し、開校するまで、本当に寝食を忘れたご苦勞をして、仕事と言えば仕事でしょうけれども、その仕事の中でもご苦勞しているなということを十分に私は評価しながら、そして敬意を表しながら、せっかくこれだけ県下でもグレードの高い、どこに出しても恥ずかしくない中学校ができ、そこに新しい気持ちで各地域、107名の方が入ってくる。また新入生が入ってくる。学校に足を入れただけで、その生徒の心が一変し、大きくそこでの学び、また運動等にも情熱を注いでいける決意をするんじゃないかならうかと思うんです。ぜひとも今言われたように、議会が済んだら、早く手を打っていただいて、そして得心がいく形でやっていただきたいと思います。ちょっと声を荒げて申しわけなかったです。よろしく願いいたします。

その点、きょう答弁いただきましたので、それ以上申すことはありません。最後に、教育長、清水中学校が基本ですので、清水中学校の今朝出てくるときにホームページをちょっと見たんです。そしたら、今、矢野川清校長ということで就任の挨拶が出てまして、ちょっとそのまま読みます。ジョン万スピリッツにならう、いかなる状況に立たされようとも、常にベストを目指す子どもの育成、世界的な視野を持ち、大きな夢や志を持って、未来を切り拓く子どもの育成を目指したいと。また、本校の教育目標を「一人ひとりを伸ばし、集団を高める」に設定し、

協同的な学びに取り組み、自分で考え、行動できる生徒の育成を目指したいと思います。

改めてこうして挨拶文を読んで、物すごく今の学校風景が目に見え、喜々として登校してくる生徒のこれからの今後の方向性に一遍に光が差してくるような気がするんです。

学校長、またはPTA、そういった方々の協力はもちろんのこと、または生徒の自主的なそういう思い、こういったものを統合しながら、これから新しい清水中学校の校風というものが、また芽生えてくるものと思いますが、教育長として、この一つの統合される中学校を出発としての教育理念というか、期待というものをどう考えておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

私は、教育とは将来を担う子どもたち一人ひとりの成長をしっかり保証していくことであると考えております。そのためには、子どもたちのすぐれた能力を引き出しながら、一つは豊かな人間性や社会性の育成、二つ目はみずから学び、みずから考える力の育成、三つ目は基礎・基本の確実な定着を図ることが大切だと考えております。

4月からは、市内で一つの中学校になるわけですので、学校においては、それぞれの先生が子どもに寄せる熱い心、子どもを見つめる豊かな目、子どもを育てる確かな力を身につけ、情熱を持って取り組んでほしいと願っております。

そして、郷土の偉人、中浜万次郎のように、旺盛なチャレンジ精神を持ち、決して諦めないジョン万スピリットを持った生徒を育成する校風づくりに努めてほしいと願っております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 本当にそういう方向性をつくり上げたい。私ども議会人としても最大限の努力を惜しまないつもりでおります。

僕は、教育長とも私的に話をすることがありましたときに、ジョン万スピリットを具体的に出すように、ここでも矢野川校長言われたように、世界的な視野を持ちということが出てきました。大きな夢や志を持って。今、教育長もそういう部分で触れられました。そのために何が必要かと。僕はやはり英語、英語力だと思うんです。会話ができるかできないか。今の国政の外交問題にしても、やはり英語がしゃべれる議員というのは、それなりの意思疎通を図っているなという感じがしますし、ましては民間であろうと、これからは国際人が出てくるわけです。清水だって、観光のそういう外国人対応の案内板までつくっているわけですので。そういう中で10年、20年のスパンの中で、ジョン万次郎の里、土佐清水出身の生徒は、少々の英会話

はほとんどできると。かえって高知弁がわからんけども英語だったらわかると。そういう教育の流れ、この機会に新しく出発する機会に、ぜひとも投げかけていただきたいなど。僕は不可能じゃないと思うんです。早いほどいいと言いますけども、3歳、4歳のうちの孫の幼稚園の子どもも今、英語を少し勉強しているみたいで、結構英語で話しますが、西原さんのところは全部英語で会話していると聞いていますが、やはりそういう流れをつくっていく。そして、国際人で堂々と意見を言える、またどんな時代になっても、自分の目で判断ができる。先ほど教育長が言われたような教育理念、それをなし遂げるためには、いろんな今の教育の過程があります。カリキュラムがあります。それはそれとして、十分大事なわけですが、もう一步、清水の独自性でその教育をやっていく。僕はそれこそ教育の英語力、文法は余り知らなくてもいいんです。しゃべれる清水の若者をつくっていききたいなどそういうふうな思いがありますが、最後、そういった点で共感するとあえて言わなくてもいいですけども、教育長、そういう投げかけも新しい学校の校長をはじめ、保護者会の中でも投げかけていただきたいと思いますが、その点、再度お願いします。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） 私も議員と同じような考えを持っておりまして、常々そういう会話をさせていただいておりますので、そういう思いを学校のほうにも伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 11番 仲田 強君。

（11番 仲田 強君発言席）

○11番（仲田 強君） 大変に心強い答弁でありました。私が議員でおる間に実現しましょう。短いですよ。そんなに長いことやりませんので、ぜひ、鉄は熱いうちに打てじゃないですけども、こういう機会を逃したら、せっかくの宝物が普通の宝物になってしまいます。ぜひとも気持ちも住民も生徒も父兄も校長も、そして先生も教師も、そして行政も新しく心が今、一つに向いているときですので、いろんな問題提起をしながら、実現の道が可能になる、今こそ最高のチャンスだと思っておりますので、ぜひともよろしくお願い申し上げまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時23分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) 通告に基づきまして、一般質問を行います。よろしくお願いをいたします。

本当に市民にも関心事であると思います。国民健康保険税の引き上げとそれから介護保険補助事業の削減等について質問を進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、早速、市民課長に質問を求めてまいります。

一つは、国保税の滞納状況についてであります。

滞納世帯数とその割合についてよろしくお願いをいたします。

○議長(岡林守正君) 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

(市民課長 横山周次君自席)

○市民課長(横山周次君) 滞納世帯数以下の何点か通告がありますので、平成20年から24年度の推移について答弁します。

20年度が396世帯10.3%、21年度388世帯10.3%、22年度366世帯10%、23年度422世帯11.8%、24年度2月末で359世帯10.1%であります。

○議長(岡林守正君) 6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) 続いて、市民課長に質問します。

資格証明書と短期証の交付状況の推移について、よろしくお願いをいたします。

○議長(岡林守正君) 市民課長。

(市民課長 横山周次君自席)

○市民課長(横山周次君) それでは、資格証明書のほうから答弁させていただきます。

20年度は321件、21年度が261件、22年度が206件、23年度が293件、24年度が198件であります。

短期証のほうは20年度が978件、21年度が860件、22年度が1,100件、23年度が806件、24年度が811件であります。

○議長(岡林守正君) 6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) 続いて市民課長に、国保税の1世帯当たりと1人当たり、それと国保税滞納額の推移についてよろしくお願いをいたします。

○議長(岡林守正君) 市民課長。

(市民課長 横山周次君自席)

○市民課長(横山周次君) 1世帯当たりと1人当たりを20年度からまず説明させていただきます。

20年度が1世帯当たりが10万6,478円、1人当たりが6万3,641円、21年度が10万9,391円と6万2,801円、22年度が10万7,570円と6万2,505円、23年度が11万6,712円、6万8,425円、24年度は見込みでございます。11万1,963円と6万6,414円であります。滞納額の推移につきましては、一般分と退職分の現年と過年の合計額で答弁します。

20年度が1億2,380万5,000円、21年度が1億1,410万8,000円、22年度が1億977万7,000円、23年度が1億56万9,000円、24年度の見込みが9,344万6,000円となっております。

○議長(岡林守正君) 6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君発言席)

○6番(岡林喜男君) 続いて、市民課長に国庫支出金の割合の推移についてお願いします。

○議長(岡林守正君) 市民課長。

(市民課長 横山周次君自席)

○市民課長(横山周次君) 国保の国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金と調整交付金がありまして、その大まかな沿革から説明させていただきます。

療養給付費等負担金につきましては、昭和41年度に世帯主、世帯員とも7割給付が実施され、保険税の負担軽減を図るため、負担割合が医療費の40%に引き上げられております。調整交付金の10%と合わせて、国費が5割となっております。昭和59年10月に制度改正がありまして、医療費の40%から保険給付費の40%に改正され、その後、算定対象額の改正などがあり、平成17年4月には税源移譲によりまして、国費から県費への振りかえ、20年度の後期高齢者医療制度の創設による前期高齢者交付金の取り扱いや24年度の年少扶養控除の廃止による国から県への変更により、現在は医療給付費等総額から前期高齢者交付金を除いた療養給付費等負担金で32%、調整交付金で9%、県の調整交付金が9%で、公費は50%となっております。

本市の医療給付費等総額をもとにした公費の割合、国費と県費を合わせた割合でございます。20年度が43.4%、21年度が44.1%、22年度が40.1%、23年度が39.0%、24年度見込みで37.4%でありまして、先ほど説明しましたように、今現在、20年度から前期高齢者交付金が除かれておりますので、その分を除いて計算すれば、20年度が57.7%、21年度が60.1%、22年度が62.3%、23年度が60.3%、24年度の見込みが

57.3%でありまして、通常の50%以上に本市の割合が高くなっておりまして、これはひとえに全国平均の所得より本市の所得のほうが低い割合になってまして、調整交付金の交付の割合が大きくなっているためです。

以上です。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） どうもありがとうございました。

次に、今の答弁を受けまして、国保税の引き上げについて質問を進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

この国保の全国的な状況については、皆さんもご承知とは思いますが、NHKスペシャルで何度か報道をされました。その主な内容は、自己責任、それから受益者負担、この双方を求める構造改革の中で、経済的理由で、医療の保障から遠ざけられて475人の手おくれの死亡例が確認されたという内容の報道であります。

このように全ての国民の命と健康を守るはずの国保は、経済的に力の弱い国民の命を守れない厳しい状況が広がっています。本市も報告を受けましたように、滞納世帯は10世帯に1世帯の割合で推移をしております。

そして、資格証明書は200件前後で推移をしております。短期証は800件を超えている状況で推移をしております。

滞納額についても、職員の収納努力にもかかわらず、1億円前後で推移をしております。経済状況も地域を支える農林漁業も観光も衰退し、雇用状況も厳しい。そこに加えて年金生活者は、年金額が毎年減らされる状況です。市民生活は大変厳しい状況にある。そのため、国保財政を支える被保険者の力は弱まり、国保税の収入も毎年、年額平均で1,000万円前後減少しています。このような中で、国保税を1世帯当たり年額平均で2万1,700円も引き上げる根拠はどこにあるのか、市民課長、答弁をお願いします。

○議長（岡林守正君） 市民課長。

（市民課長 横山周次君自席）

○市民課長（横山周次君） 国保は国民皆保険の最後の砦になる地域保険でありまして、今、岡林議員のほうからあったように、国保の構造的な問題で、高齢者とか、低所得者が多い関係上、どうしても保険税のほうが高くなる。それは国保の構造的な問題になっておりまして、今回、国保を引き上げる根拠につきましては、国保事業に要する経費、保険給付費、病院にかかったときの7割を支払うお金とか、出産のお金とか、そういうお金とか、後期高齢者支援金、介護納付金並びに保健事業費、ジェネリックとか、健康ウォークとか、レセプト点検、そうい

う経費は国庫支出金とか、県支出金、法に基づく一般会計からの繰入金など、公費で賄われる部分を除いて、保険税で賄われるのが原則であり、平成22年度より地方単独事業、福祉医療でございます。に伴う国庫支出金の減少を一般会計から法定外繰り入れとして財源補填を受けながら、財政運営を行ってきましたが、平成16年度末に3億8,100万円余りあった財政調整基金が、25年度には底をつき、安定的な保険運営ができなくなったことによる引き上げでございます。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 国保税を、今回、土佐清水市が上げる根拠については、要するに高齢化が進んで医療費がふえて、そのことによって財政調整基金が底をつく状況になって、制度を維持するためにやむを得ない措置であるというふうに理解をいたしました。

このような国保を維持するためとする措置は、所得の低い市民からすれば、医療の保障からますます遠ざけられることとなります。国保法からして、健全な運営責任は国であります。被保険者では決してありません。

次に、形骸化していく国保事業の現状について伺ってまいります。

この件については、市長にお願いをいたします。

本市は、国保に法定外繰り入れを約950万円程度を行っております。他市町村でも国保税の負担緩和を図るため、一般財源からの繰り入れをしておるところもあります。

このように地方の自治体が努力しているにもかかわらず、このような国保の財政難と国保税の高騰を招くのか、この元凶は、国保制度に対する国の責任である国保の健全な運営と目的責任を果たすべき張本人、つまり国が予算削減を進めてきたところにあると思います。

この国庫支出金の割合については、先ほど伺いましたが、交付金等との関係もありまして、私が今から言う数字と符合しない部分がありますが、この資料は厚生労働省の各年度の資料です。1980年度57.5%、1984年度が49.8%、2005年度が30.6%、徐々に削減をされて2010年度には25.6%と半減しています。この流れは、1984年の国保法の改正からです。国民や自治体からすれば、負担がふえるわけですから改悪です。

この1984年の改悪は、これまでは医療費×45%と定めておりました定率国庫負担を給付費×50%に改定をされました。国保の医療費は、当時から自己負担3割、給付費7割でしたから、給付費×50%は医療費×35%に当たります。ただ、実際には高額医療費制度もありますから、給付費×50%は大体医療費×38.5%になります。このように国は、医療費×45%という法規定を給付費×50%に変えることで、国保の国庫負担を医療費の45%から38.5%に減らして、その分を国保税の負担として、国民に転嫁してきたそこにあると思いま

す。

そのほかにも、1980年から90年代にかけて、事務費の国庫負担の廃止、国保税の減額措置に対する国庫負担の廃止、助産費補助金への国庫補助を減らすなど、国の責任を次から次と後退させ、その結果、国保の総収入に占める国庫の支出金の割合、決算値は、80年代は50%を超えていたものが、2007年度には25%となっています。これは国庫支出等を減らすために大きくは高齢者、被保険者の窓口負担増、介護保険を医療制度から外して介護保険制度ができ、そして後期高齢者医療制度ができるなど、国の負担を減らす仕掛けを次々とつくり、国庫の支出割合を減らしてきた、このことにより、被保険者や自治体の責任は増大し、国民皆保険制度は形骸化し、経済的弱者が命や健康を守れない状況が進んでいる。このことについて、市長はどのような見解を持っているのか、ご所見をいただきます。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 問題点は共有しているつもりでございます。全国市長会でも、このことについては、一番大きな問題でございまして、さらに国家運営のためにも一番大きな問題ではなからうかと思えます。民主党政権の末期から、この自民政権にかわりまして、その前後に社会保障と税の一体改革というので、国民的な協議が始まっておりまして、これも結論がなかなか見い出せない中で、この夏に向けて答申を出さなきゃならんというふうなりミットが来ていると思うんですが、その中でもやはりこの社会保障の問題、年金・医療・介護などを含めた全体の大きな問題ですけど、中でもこの国民皆保険の特に国民健康保険が問題でございまして、今のところ、この国民健康保険というのは、いわゆる後期高齢者の問題等も含めて、持ち出しがあります。自分のところの会計も大変なのに、後期高齢者に幾つかまた出していくと。民間の企業の保険でも出してもらう。ですから、全体の仕組みとしては、高齢者のために若者が必要以上に負担をかぶっている現状もございまして、いろいろ問題点ありますけども、何としても国は基本的にどういうふうに将来、この保険制度を守っていくのかという、まずフレームをきちっと決めていかないと、何とも些末な末梢の議論をしても、なかなか結論が出にくい。組織でも、全国市長会等は、町村会も含めて、それぞれの地方自治体が持っている保険制度は破綻している。限界に来ているということで、国が責任もってというんですけど、国はそこまでいきませんので、今は都道府県を含めた高知県という組織へということが議論されておりますけど、都道府県側、知事側がなかなか受けない。受けたら大変だということがわかってますから、ですから、今のところまだ市町村で運営しておりますけど、今、るる数字的な提案もありましたように大変でございまして。ですから、高知市の岡崎市長が、全国の国保審議会の会長ということで、市長会から出ておりますけど、中間報告を聞きますと、とりあえず国が

今年度は2,000億円を出すというところまでは答弁を引き出しておるようでございますが、それからあとは、今先ほど言いました、社会保障と税の一体改革の中で、フレームを決めるということで議論がされておりますけれども、行ったり帰ったり、こんな議論でございます。結論が出ておりません。今のところ、そういう全体の枠組みでございます。

市町村にとっては、限界に近いというふうに認識はしております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 認識については僕と同じような認識を持っていると。そういうことは国民健康保険制度は、国民の命と健康を守るためにある制度であるということで、認識をしていると。この同じ認識をしている国民健康保険法は、市長もご承知のように、第1条でこの法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると定めています。

しかし今、市長とも共有した考えなわけですが、向上に寄与すると明記した国民の命と健康を守る制度が崩壊をするような状況にあります。

本市におきましても、先ほども申し上げましたように、農林水産業も観光も、年金生活者も現在の国保税を払うことすら困難な状況があります。国保の収入未済額、これについても1億円前後である、この数字を見ればわかりだと思えます。市民に直接責任を持つ地方行政として、市民が安心して健康を管理し、生活できるよう、国保の目的を果たすためにこそ、私は力を尽くすべきだと思います。国民健康保険制度を維持する責任は、先ほども市長も申し上げましたが、基本的には国にあります。地方行政も直接住民生活に責任を持つ責任があるわけですから、当然、国に対して国保の国庫支出の割合を元に戻すよう力を尽くすことは当然であります。本市の予算全体の中で、国保の形骸化を防ぐために汗をかくのは、私は当然だと思います。

本市の予算全体の中で、ぜひ力を尽くしていただきたい。そのような思いであります。市民に年額6,200万円もの負担を押しつけられれば、地方はますます衰退します。市民の生活の現状を見ても、一般会計からの繰り入れを行ってでも、引き上げをとめるべきではないかと私は思います。市長のご所見を伺います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 全体のフレーム、仕組み、問題点はほぼ共有できますが、何よりも一番大事なことは、この医療費の天井知らずに上がっていく医療費の動向がまず一つあります。

支出を抑えないで、要る金はどんどん出すということは、どの会計でも成り立ちませんので、

まず医療費の増加をどう抑えるかという大きな問題が一つあります。二つ目は、どうやって負担するかということがあります。一方では国の責任でございますけど、国は今言いましたように、社会保障全体の国家予算に占める割合が上がる一方でございますから、何とか抑えようとする。そのせめぎ合いであります。そして、それを地方に転嫁されますと、地方はまだまだ財政力が弱うございますから、現実問題としては、どうしようもないから、やはり仕組みとしては国保運営協議会に諮って、答申を得なければならぬ。それが今の答申になっておりますけども、結論から言いますと、一般会計から出したらどうかというのがあります。過去に何年もそういう経過、僕も見てきております。ですが、一般会計から出すということは、簡単なようでございますけど、その一般会計を支えている皆さん方は、例えば企業で働いておったり、国保以外で自分たちも自分の所属する医療制度で負担金を払って一生懸命生きていらっしゃる。そしてなおかつ、その税金の集約の一般会計からまた国保に出すということになりますと、その方から言わせると、自分たちの保険も自分たちで払っている。それから他人の保険のつじつま合わせに、また自分たちが払ってという二重負担になるということに理論上はなりません。ですから、一般会計から繰り出しというのは、簡単なようですけど、理論的には非常に大きな問題があつて、それでええのかというのがありますから、またその結論を国へ返す。その繰り返しが今来ているわけです。

現実に市長として考えますときには、極端にこの改正をする場合には、やはり軟着陸と言いましょうか、市民負担をなるべく極端に上げたり、下げることは別として、極端に上げるということは本当はよくないので、考えなきゃいかんという一端の責任は感じておりますが、振り返ってみますと、私が10数年前に市長をしていた当時に上げまして、それが結果として、私はそれほど大きく上げたという実感はないんですけど、これまで基金が何とかうまいこといって、10年近く上げてない。今回それが基金が枯渇して上げる段階に来たと。ですからある人に言わせると、市長そんなゼロになるまでに2、3年に1回ぐらいちょっとずつ上げたらよかったじゃないかという、それは振り返って評論家的にはそう言えますけど、しかし、議会で議論されるときに、基金があつて、あるのに上げるという議案はなかなか出せませんので、結果としてゼロという状態が目の前に近づいたので、上げざるを得ない。どうするかというのが今の状況でございますから、私も心を痛めておりますけど、何とか議員の皆さん方と協議する中で、いい方向を見出したいなとそういうことを考えております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 国保法という法律は、その国が国民の健康について責任を持ちますと。健康はしっかりと責任を持って管理をしますから、国民の皆さん、しっかりと働いてください

ということの基本でできたこれは法律です。

市長に伺いますが、今、土佐清水市で資格証明書が200件、短期証が800件、それから毎年毎年、国保税の収入が1,000万円前後減っています。この状況を市長はどのように考えますか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） これは簡単に言いますと、経済状況が非常に不況で、それぞれの市民の収入が少ないから、やむを得ず、滞納がふえ、さらにまた一方では医療費がふえてつじつまが合わないから課税をします。しかし、払えないから滞納が残っている。悪循環に入っておりますから、非常に責任者としては心を痛めておりまして、まず何よりも景気回復で市民の収入がふえるということを考えなくてはなりません、言うべくして簡単ではございませんので、現在の状況を迎えております。

ですから、一方で、このように高額の特例改正ということになりますと、先ほど言いましたように、心を痛めておりますが、全体としてどうするか、これは皆さん方との議論の中で、今議会の最大の課題である国保の税率改正について、もっともっと議論して、皆さん方のご意見を伺っていききたいなとそのように考えております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 当然、共有する考え方だと思いますが、この土佐清水市の長として、今この資格証明書というのは、結果として正規の保険者証が取り上げられて、病院にかかるための手だてがないような状況ながです。そして、さっきも言いましたが、滞納世帯10%、10世帯に1世帯の方が滞納をしなくてはならないような状況なのです。そういう状況の中で、1世帯当たり2万1,700円も保険税を上げるということは、現実にはどのような状況が出てくるのか、その点については、市長はどのような考え方を持っていますか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 個々の問題についてはいろいろ問題ありますけれども、国保全体の会計がここまで切羽詰ったら、上げざるを得ない結論があります。その次に、それによってこのような弱者に問題点が集中されたときに、そこをどう救うかというのは、また別途の問題で考えなくてはならん。二本立てで考えなくちゃならん、このように考えております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君）　そこが一番大事なところだと思います。

今、滞納している10%の滞納者も含めて、この人たちが2万1,700円を保険税を上げられたときに、これ以上に起きる状況について、市はどういうような形で手だてを、できる手だてとしてどういうことを考え、どういうことを充実させていこうというふうに考えているのか、お答え願います。

○議長（岡林守正君）　市長。

（市長　杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君）　専門的なやり方については、担当と相談しないと、私も知恵は浮かびませんが、今、報告ありましたように、例えば、被保険者の短期証の交付、あるいはその他いろいろありますので、もろもろの今まで報告された中身を精査する中で、一体どういうふうに高額な条例改正においてショックを受ける方、極端に負担増を受ける方について、どのような是正措置ができるか、これから知恵を出さないといかんのじゃないかと考えておりますが、私は今、冒頭で議案を提出しておりますので、この条例でご審議を願うと。そのご審議の中で皆さん方のご意見を聞きながら、あるいはまたどういうふうな案が1案、2案できるのか、これからの課題かなと考えております。今、私は、今どうするということは考えておりません。議案として出しておりますから、そのことで提案をして、ご審議を願うということでございます。

○議長（岡林守正君）　6番　岡林喜男君。

（6番　岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君）　私は、どちらにしても、市民の命と健康を守るのは、市長の行政の基本的な考え、基本的な仕事だと思っておりますので、その点を申し上げまして、私は決して2万1,700円の値上げについては、賛成をすることはできません。

次に、介護保険利用者負担額助成事業の削減について質問を進めてまいります。

ご承知のように、介護保険制度は、基本的に年金の受給額が年間18万円以上の方については保険料が年金から天引きされます。所得がゼロでも保険料は払わなくてはなりません。

また、サービスを利用するためには、1割負担が必要です。ですから、所得の低い利用者は、サービスを受けることが困難になります。その上にまた保険料を1年以上滞納すれば、さまざまな制約があつて、自己負担が1割から3割負担に引き上げられるなど、ますますサービスを利用することが困難になります。

この制度は、高齢化が進んで、サービスの利用料がふえ、また、サービスを提供する施設等の充実が進めば、保険料が上がる仕組みになっています。ですから、介護保険料は見直しのたびに上がって、低所得者の負担能力を超える状況になっています。

本市の滞納者は、平成25年2月の催告書発送時点で、現年・過年合わせて滞納者は

150人です。滞納額は2月末時点で現年・過年合わせて1,348万円です。このような介護保険制度や利用者の状況をどのように市長は認識しているのか、お答え願います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 介護保険も国民健康保険とは似た部分もありますし、ちょっと仕組みが違う部分もありますが、一番大事なことは、介護というのは、同居の家族でも大変なこと。それを社会の仕組みの中で言葉悪いんですけど、他人さんがやるわけですから、ただでできるわけではない。本人が負担することは、これはある意味当然でございます。それで問題は、低所得者の方にどのような軽減措置ができるかという論議がそこから出てくるわけでありまして、特に所得の低い人については大変でございますけれども、一定の割合を出してもらうというのは、これは仕組みの中で基本中の基本だと思うんです。ですから、そういう認識でおりまして、ですけども、1割というある程度、上限を決めての負担をやっておりますが、介護の中身によっては、高度の方もありますし、いろいろございます。中にはそれを最初から見込んで、家族で介護が言葉悪いんですけど、できるかもわからないのに施設に入っていくというような、今は制度上の大きな問題がございまして、これも非常に大きな問題をはらんでいる、そういう認識を持っております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 制度上、本当に大変な欠陥を持っています。

これちょっと利用者の状況ですけど、介護についてですけど、聞いてください。この方は女性です。年金月額4万8,541円です。天引きされる介護保険料額は3,350円、後期高齢者医療保険料額は4,000円、そして要介護度は1です。サービス費、自己負担合わせて2万5,258円です。残る年金額は1万5,933円です。到底、この金額では生活できません。この方は何年前までは、ご夫婦健在で、2人の年金を合わせて何とか生活ができる状況でした。

けれども、1人が欠けまして、現実的にこのような状況で、将来自分が安心して暮らせるためにかけた年金、それが全て引かれてしまって、生活費として使えるのはたったの1万5,933円、こういうような状況で生活できるかということです。ですけども、さきも報告をしましたように、滞納額についても1,348万円、これだけの滞納額がこの本市では生まれています。この滞納の状況、どういう人がこの滞納という状況になっているのか。こういう状況の中で、この制度を維持するためには、毎年90万円から100万円ぐらいあればできるわけです。今申し上げましたような状況があるにもかかわらず、市が汗をかいて、この90万円、100万円の汗がかけないのか。この点について市長、どうですか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今年度の予算査定でも、随分この点を議論しまして、50%のところへ結論としては至りまして、予算案を今、出しているわけでございますけど、それをあなたは70%にというんですが、趣旨はよくわかりますけれども、国は本当に冷酷な言い方でございますけど、基本的には、こういう仕組みの中でどうしてもやっていけないことになりまして、生活保護を受けなさいという指導なんです。極端に言いますと。ですから、いろんな仕組みが交錯していますから、一つ一つ直したら、積み木の組み立てじゃありませんけど、ばらばらになってしまう。社会保障制度全体が。ですから、こういうふうな仕組みの中で介護保険、高額医療などなどずっとやってきて、仕組みがつじつまが合わなくなって、最終的に例えばこのお気の毒な方が、最終的に1万5,900円しか残らない。どうするか。その方は生活保護を受けてくださいと。そこで救いましょうと。国は基本的にはそういう考えなんです。憲法の25条によるところのそこで救わないと仕組みをつついていたら、ばらばらになってしまうと。ですから、やむを得ずこうなるんですが、そこへいくまでに何とかかならんかというので、あなたは50%を70%にしてというんですから、具体的な問題としては、わずか90万円、100万円でございますけど、毎年これが積み重なっていきますので、国の強力な指導もあって、今、50%に下げると指導があって、うちも50%にいつておるんですけども、これも再考の余地が全くないとは言えませんが、私は事務当局からは市長、それ崩したらばらばらになってしまうと言われてまして、簡単にここで復元しますとは言えませんが、心は痛めております。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） この70%にしようと言っているがじゃないんですよ。この制度を維持してくださいということを言っているんです。私は、介護についても、介護の保険料は天引きをされても、介護が利用できない。この部分については市長と共有していると思いますが、そのような状況を何とかしなければならぬということで、行政が少しでも所得の低い人を救い上げていっていきたくい。介護の制度が生かされるように、利用されるようにしていきたいということでできたのが、私はこの制度だと思います。

そういうことを踏まえて、例えば、今、市長が退職金をもらわないという形をとってますよね。この退職金で、この制度を10年、20年、90万円、100万円の積み上げが可能になります。このくらいと言ったら失礼ですけど、この金額、行政の予算全体の中で、力を尽くして、この90万円、100万円を生み出して、つくり出して、また今回は国も特定財源の問題

で、それぞれの自治体を助けています。そういう100%の措置の交付金もあります。事業もあります。そういう全予算の中で、次の質問にもかかわってきますが、その中で努力をして、ぜひこの90万円、100万円をつくり出していただいて、今の制度を維持する形で努力していただきたい。その分について、ぜひ、市長、英断をお願いします。どうですか。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 質問の趣旨はおおむねわかりましたので、なお、私も担当に聞かないと腹に入らないところもありますので、もう1回、事務当局と検討はさせてもらいたいと思います。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） ありがとうございます。

次の質問については、さきの質問とも関連をして、ある一部は市長にもお願いをしたところではありますが、その国の補正、地域の元気臨時交付金について、特定財源の有効活用について、市長に伺います。

国の補正の地域の元気臨時交付金、それで当初の全国防災、緊急防災・減災、地域元気づくり等のこの財源についても、100%の起債が充当できる事業、それから7割から8割の交付税算定などの有効な活用をしていただいて、その中で予算的余裕をつくっていただいて、先ほど提案をいたしました国民健康保険の保険税の値上げの問題、そして現在行っております介護保険の負担を軽減するための事業、この事業を現状のまま継続することに力を尽くしていただきたいと思います。

この件についてのご所見をお願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 今、いろいろ言われました交付金とか、特定のなものにつきましては、我々が金があったらやりたかった部分を国の景気対策で特に今の安倍内閣になってからやってきたものですから、その分がもしなかったとしたらというような判断で、余裕の財源は本当はないんです。本当は金があればそれをしたかったのが、できなくて、それを国が市町村を助けるために特定の目的で出してきた。だから、あなたはそれをもらわなかったときと、もらうときと比べたら、幾らか余るから、それで何とかというそういう意味じゃないですか。

それであるとすれば、なかなかそうは横並びにはいきませんが、趣旨としてはわかりますので、先ほど言いましたように、前段の質問に対して、なんとかということはわかりましたが、

なかなかこの特定財源の有効活用は異議ありませんけど、それをその分こっちへ持ってこようかというようなことは仕組み上でなかなかきっちりと枠を決められておりますので、難しゅうございますから、ちょっと研究してみないと、私もやりませぬとは言えませぬ。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 私の言いたい趣旨は、これだけの交付金、ひも付きという形でなかなか市長がおっしゃるよう使いづらい部分もあります。その部分を予算全体、事業全体、その部分を考えて運用する中で、余裕、この事業は絶対、土佐清水市がしなければならない事業であったものを、今回の事業を充てることによって、その部分の運用、運用的に余裕が出てくる。そういう部分で今回のこの大きな金額やったら大変なことになりますけど、今回、僕が質問する中の一つであるこの介護保険、利用者を助けるこの制度を維持するくらいの汗はかけると思っています。運用の仕方です。その部分については、ぜひ力を尽くしていただきたい。その部分、ぜひ英断をお願いします。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 実態は国・県の指導というのは非常に強力でございます、地方自治とはいいいながら。本当に地方自治はあるかぐらい、国・県の指導は強うございまして、今の問題でもたかが90万円、たかが100万円と言いますが、仕組みをアップしたり、下げたりすることについては、国・県の指導が非常に強うございまして、私も担当にその辺の背景を聞かないと、金額の問題ではなくて、仕組みを上げたり下げたりすることについてどうなのかという点も含めて検討しないと、容易に言えませぬので、先ほど言いましたように、十分検討させてもらうということを言っているわけでありませぬ。

○議長（岡林守正君） 6番 岡林喜男君。

（6番 岡林喜男君発言席）

○6番（岡林喜男君） 国からのさまざまな指導があることは、国保についても、介護保険についても十分承知しております。そういうことも含めて、ぜひ力を尽くしていただいて、市民が喜ぶ形を一つでもつくり出していただくよう、力を込めてお願いをいたします。

これで全ての質問を終わります。

○議長（岡林守正君） この際、午食のため、午後1時半まで休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

13番 橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) 通告に基づきまして質問を展開してまいりますので、関係各位の簡明な答弁をお願いをしたいと思います。

財政規律強化の必要性についてです。

平成24年8月に作成された土佐清水市財政見通し、これです。総務文教常任委員会のときにいただいたものですが、それを見ても、本市の財政環境は急速な悪化傾向にあります。経済状況の悪化による税収の落ち込み、国の政権交代により、補助金や交付金の見直し動向があることから、小泉政権の三位一体改革のような制度変更が懸念されます。

これまでの本市財政運営は、予算の策定から執行、決算に至るまで、単年度のお金のフローに基づくものでありましたが、これからはストック状況を考えた行政分析や財政運営を行っていかねばならないというふうに思います。

また、そのことは財政健全化法や公会計制度の改革にもあらわされていることでもあります。

平成19年6月に公布された財政健全化法は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の従来のフローの管理指標に加え、将来負担のストック指標である将来負担比率も導入されました。このフローとストックの指標が導入されたことにより、現在の資金繰りと将来への負担先送りの状況を把握する仕組みができ上がりました。例えば、フローの指標であれば、支出や負担の多くを将来に先送りし、言葉は悪いですが、数値だけをよく見せることは可能となります。しかしながら、予算規模などの数値をよく見せることは可能ですが、将来負担比率により、そのようなマジックにガードがかかることとなります。25年度予算案が今議会に上程されていますが、企業会計などの大型事業や小学校、保育所の改築・移転など来年度につけ回しをされる事業が目につきます。25年度予算案における財政見通しを24年度の財政見通しと比較して、ポイントになるところで結構でございますから、企画財政課長に示していただきたいと幸いです。

○議長(岡林守正君) 執行部の答弁を求めます。

企画財政課長。

(企画財政課長 山田順行君自席)

○企画財政課長(山田順行君) 24年度財政見通しとの違いを申し上げます。

まず大きなポイントといたしまして、歳入、起債借入額の大幅な増額があります。当初予算における起債借入額は、16億4,020万円となっております。前年度の見通しと比較をすれば、7億1,480万円の増額となっております。その主な要因といたしましては、南海地

震・津波対策関連事業によるものであります。

次に、26年以降の起債償還額は、見通しを上回るようになってまいります。26年度から28年度までは、利子償還額が年間約714万円、平成29年度以降は、元金を含め年間約8,500万円増額すると見込まれるところであります。

次に、起債残高を申し上げます。

24年度見通しでは、24年度末147億円をピークと見込んでおりましたが、当初予算を反映させた平成25年度末に149億円となる見通しであります。

次に、実質公債費比率について申し上げますと、28年度の21.6%をピークとして、減少傾向に転じるものと見込んでおりましたが、ピークが1年ずれ、29年度に21.8%となるものと想定をしております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ただ今、見通し比べをポイントで示していただきました。それによりますと、とにかく実質公債費比率そのものが28年度にピークだったものが、29年度になりましたよと。基本的には非常に高い数値でございまして、早期健全化基準の25%に近づくような値になっているということがわかります。基本的にはそうなってしまいますと、非常に余裕のない状況になるということは想定ができます。今の計画を踏襲しても、突発的な事業なんかなかなかできにくくなるのではないかなという想定もされるところでございます。

もっと形を整えたいと思いますが、ストックの指標であります将来負担比率について、今度はお聞きしたいと思います。

25年度の予算ベースで、これも示せることができたなら、示していただきたいというふうに思います。

本市の将来負担比率は、全国水準ではどの程度になっているのか。それから高知県の中ではどのくらいのランキングに位置づけられているのか、企画財政課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 本市の将来負担比率は、23年度決算値で134%となっており、25年度当初予算がそのまま決算となったと想定した場合、将来負担比率は21ポイント増加をし、155%となるものと試算をしております。

将来負担比率のランキングであります。これにつきましては、23年度決算時点における順位となりますので、ご了承を願いたいと思います。

全国水準で、将来負担比率の算定されている1,333市区町村中、1,157番となっております。

また、県内では、34団体中31番目であり、高知市が195.3、須崎市が190.6、四万十市142.2に次ぐワースト4位であります。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 将来負担比率については、350%が基本的には健全化基準ということになろうと思いますから、こういう形で25年度を踏襲をして、この予算を100%決算で移したとしても、155%ということでもありますから、こういう形で見れば、まだまだやないかという状態もあると思いますけれども、しかしながら、基本的にはこういう将来負担比率というのは、積み上げられるものでありますから、その点は非常に留意をする必要があるのではないかなというふうに思います。全国ランキング、それから高知県ランキングから言っても、本市の場合は本当に厳しい状況であろうと思います。実際の話は。だからストック分については、非常に厳しい環境下に置かれるというふうに言わざるを得ないというふうに思っています。

今回は、再生可能エネルギー特別事業会計、これ約7億8,000万円が上程されておりますけれども、本市将来負担比率への影響について、企画財政課長の答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 特別会計部分につきましては、実質公債費比率等には全く影響がない。特別会計の中で償還をしていく。一般会計から償還金を繰り入れをした場合、繰入額については、実質公債費比率なり、将来負担比率なりに反映をされていくというふうに考えておきまして、現試算におきましては、売電収入によりまして起債の償還等が行えるというふうに試算をしておりますので、そのことが即影響するというふうには考えておりません。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 4指標の中には入らないということですが、それではもう一つ聞きたいと思います。

それでは、企業会計に当てはめる、水道会計なんかそうなんですが、資金不足比率については、どのような状況になるのか、教えていただければありがたい。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

(企画財政課長 山田順行君自席)

○企画財政課長(山田順行君) 資金不足比率という部分につきましては、特別会計の中で十分賄っておりますので、資金不足が生じる見込みはないというふうに考えております。

○議長(岡林守正君) 13番 橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) 私の認識では、本市における水道会計については、資金の不足額が発生しないので、多分ゼロであります。そのことはよくわかりました。

ただ、この再生可能エネルギー特別会計事業についての資本は、全て借り入れになっているわけです。7億8,000万円の。そうすると、資金不足比率については、資金の不足額割ることの事業の規模ということになりますから、そういう状況になれば、本当にこの資金不足率が非常に高い数値になるのではないかなというふうに懸念をしましたから、お話をしています。

ちなみに、これ経営健全化基準によったら、20%ということですので、その辺はいかななものかなということですが、どうですか。出してなかったら出してないで結構ですから。

○議長(岡林守正君) 企画財政課長。

(企画財政課長 山田順行君自席)

○企画財政課長(山田順行君) 済みません。そこは資料を持ち合わせておりません。

○議長(岡林守正君) 13番 橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君発言席)

○13番(橋本敏男君) 次に進んでいきたいと思います。

4年前の選挙のときから、杉村市長が当選された、財政規模をふくらすことに杉村市政はこだわりがあるように思えてなりません。身の丈相応という言葉もあり、本市の負担能力や住民ニーズを考慮し、将来につけ回しをしないように適正規模での資産管理を行わなければならないというふうに思います。

当然、償還可能な範囲に負債を抑制するのは無論のことです。安定的な財源の確保を図るためにも、税などの収納率を向上させ、効果的で合理的な予算執行に努めなければならないと考えますが、市長の所感を求めておきたいと思います。

○議長(岡林守正君) 市長。

(市長 杉村章生君自席)

○市長(杉村章生君) 私は、特にこういう地方の都市になりますと、公の財政が積極財政で組んでやらないと景気がよくなるという判断が基本的にありましたので、可能な限り一生懸命予算を組んだというそういう考え方をしております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） そういう気持ちはよくわかります。

でも、その投資をした全てのリスクを次年度に全部つけ回しをされて、それがずんずん送りに送りを重ねれば、非常に大きな状況を招くのではないかなというふうに懸念をされます。

ただ、住民ニーズというのは、基本的には無限に広がってきます。社会の状況も毎年毎年変わります。実際問題として、津波予測なんかによる保育所の移転、これは誰が考えたことなのでしょう。そういう状況が発生したからそういう対応をしなければならない。小学校だってそうです。中学校だってそうです。そういう状況にも着実に応えるためのストックをしっかり持たなければならないのではないかなというふうに思います。

市長の気持ちはよくわかりました。本市においても地方財政計画で歳出規模に比べて不足している歳入は、交付税と臨時財政対策債により賄われており、交付税はともかくも、臨時財政対策債については借金ですので、借金をしなければ、行政運営ができない環境にあります。

臨時財政対策債は、交付税の代替として取り扱われていますので、この元利償還金は、将来の交付税で交付、すなわち基準財政需要額に算入されるということになってはいますが、国の予算折衝の動向により、大きく左右され、実際に交付される額も交付税総額に影響を受けるため、元利償還金そのまま交付されるものではないと聞いていますが、本市においてはどのような状況になっているのか、企画財政課長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 企画財政課長。

（企画財政課長 山田順行君自席）

○企画財政課長（山田順行君） 臨時財政対策債につきましては、今、議員からご紹介があったとおりであります。

一般的に起債の交付税措置につきましては、普通交付税の算定におきまして、その償還額の一定割合を基準財政需要額に算入するものであります。

実際の元利償還額を元に算入をいたします実額算入方式と起債額に対して、平均的な償還額により算入をする理論算入方式があるところであります。

議員ご質問の臨時財政対策債につきましては、その償還相当額について、全額が交付税措置となるものでありますが、その算入方式は、理論算入方式であることから、利率や償還年数によって、実際の償還額との間に多少の誤差が生じることとなります。

平成24年度で申し上げますと、普通交付税総額37億2,837万円のうち、交付税として算入されるべき臨時財政対策債の償還額は、1億7,039万円ですが、実際に基準財政需要額に算入をされました臨時財政対策債は、1億6,608万円であり、差し引くと421万

円少ないこととなります。

同様に、平成23年度で申し上げますと、償還額が1億5,533万円、算入額1億5,360万円、差額が173万円となっております。平成22年度では、償還額が1億4,112万円、算入額が1億3,694万円、差額が418万円となっております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 臨時財政対策債については、基本的には全額担保するというのが大原則。しかしながら、そういう論理に基づいて、その方式に理論算入方式というやつですか。それに基づいて多少の変動はできてくるということがわかりました。どうもありがとうございました。

次に、財政健全化法の財政指標については、将来負担比率と実質公債費比率、実質赤字比率、連結実質赤字比率の4指標ということになっていますが、行政負債の償還能力を示す償還可能年数、経費の硬直性を示す経費硬直率、財源の留保状態を示す財政調整基金充足率、資金繰り入れの安定性を示す経常収支比率など、市独自の財政指標を導入して、財政運営を行っている自治体もあります。

ちなみにこれは多治見市がそういう取り組みをしているようであります。

このような市独自の財政指標の導入についてどのような認識をお持ちか、副市長の見解を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

平成19年度の決算から始まりました財政健全化法、4指標につきましては、それぞれの自治体の財政の健全化の基準値の指針に沿って、財政運営がなされているか、あわせて目標値を設定するための判断基準であると認識もしております。

財政担当者以外、職員、あるいは一般市民から見れば、基準値を超えないような財政運営と単純に分かりますが、大変わかりにくい指標だと思っております。

議員から先ほどご案内のありました市独自の指標の導入との質問であります。紹介がありました岐阜県が多治見市では、先ほども議員から話がありましたように、財政向上目標と財政健全基準を定め、それぞれに償還可能年数、あるいは経費硬直率、財政調整基金充足率、経常収支比率の指標を設定し、財政の健全化を図っているとともに、健全化法の4指標に比べれば、わかりやすい指標を設定しているとも認識もしております。

本市独自の指標の設定につきましては、どのような独自の指標を立てるかや、目標値、ある

いは基準値をどこに定めるかなどの課題があり、まだ私自身も十分な理解もしておりませんので、庁内協議もしておりませんので、先進地も参考にしながら、対応ができたらというふうに考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 前向きな答弁だったというふうに思います。ぜひ、副市長、多治見市に行ってきたら、そういう財政指標についての独自の勉強をぜひ、企画財政課長とともにお願いしたいというふうに思っております。

それから、平成24年8月に策定された土佐清水市財政見通しを見ても、実質公債費比率の推移は、先ほど、企画財政課長のほうが答えられましたように、非常に27年から30年ぐらいまでの4、5年ですか。それは20%を超えるというような数値を示しております。この推移表に組み込まれていない、例えば保育所や小学校などの突発的投資を展望すると、本市財政環境は大変厳しい状況にあると言わざるを得ません。財政規律の乱れは、自分の身の丈を上回る大幅な歳出が要因となり、財政圧迫を招いた結果であるとも思います。

本市においても、財政規律を健全に整えるため、国が設けた破綻法制であります、地方財政健全化法に加え、独自の財政運営のルールを設けて、財政規律を強化し、長期にわたり安定的な収支の均衡を目指すためにも、仮称ではありますが、勉強していただいて、財政健全化条例の制定を考えればどうかというふうに思いますが、市長のご所見を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ご指摘の点は十分わかりますし、副市長もお答えしましたけど、私は、この4年間、常に実質公債費比率の状況、そして自主財源比率の状況などを見ながらやってきましたので、今のところ、ご指摘のあったように、将来に多少一時期、負担は重なりますけれども、財政がパンクするような心配はないという自信を持ってやっております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） その自信は結構なんですけれども、先ほどちょっと話をしましたように、平成27年から30年近い間は、実質公債費比率は20%を超える環境になっています。だから、あと数ポイントしかないということ認識しておいていただければありがたいと思います。

それは、みんなそういうふうな厳しい環境に置かれるまでの財政運営をしたいということは、当然、どの市長さんも同じでしょうし、一生懸命やっていることは同じ。しかしながら、これ

数字が実際問題示していますから、その辺は真摯に受けとめておいていただければありがたいというふうに思います。

会計についての今度、質問をしていきたいと思いますが、一般論では、公会計制度は民間企業の会計とは違いまして、無駄遣いを防ぐチェック機能が弱過ぎるというふうに言われています。

総務省では、新地方公会計モデルを策定して、自治体の会計に複式簿記、発生主義会計を導入して、財政の見える化を図ろうとしています。

ご承知のように、公会計の主流は、現金の入金や出金を記録する単式簿記方式なのですが、これは単に家計簿やお小遣い帳程度のもので、正確な分析や判断をするためには不十分と言われています。

企業会計で言えば、現金出納帳のイメージなのですが、これは現場で使う補完的な帳簿の一つに過ぎません。経営者が財務状況を判断するために使うのは、補完的な帳簿だけではなく、財政の経営状態の全体を見るためのバランスシート、貸借対照表や損益計算書であります。本市においても、財政が良好でないのに、バランスシートを見ないで現金の出入りのみを予算・決算の中心にしていることが問題であるというふうに思いますが、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） つい先だっの新聞記事で、石原慎太郎さんが日本の公会計は、つまり複式簿記制度が導入されてないので、投資した社会のインフラが正当に評価されていないと。ですから、財政の赤字ばかり気にして論議するから、大事な社会資本の整備について、こういうのがどれだけ日々享受しているのかという評価が少ないと言っておりました。我々、首長の段階になりますと、そういうことを言いたいわけです。つまり、財政投資したり、公共投資することが無駄ではなくて、現に生きている我々、そして将来の子孫も含めて、インフラ整備によって毎日毎日大変なサービスを受けているということも評価する。それはつまりバランスシート、複式簿記会計でないと出てこない。これは僕、賛成でありまして、そういう意味で言いますと、あなたがおっしゃる点については、賛成であります。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 石原慎太郎さんが、テレビで話をされていたと。そのとおりです。今、はっきり言って単式簿記を導入している国はドイツと日本くらいです。あとは全て複式簿記、バランスシートで物事を判断するという会計の仕組みになっています。世界ではそういう

話です。当然、石原慎太郎さんが言ったのが間違いではないし、それに対する市長も同意をするということは、私はありがたいというふうには思っています。

そこで、簡単に言いますと、今の土佐清水市の財政状況は、25年度の一般会計、今度の会計です。出していくお金が歳出なんです、約100億円に対して入ってくるお金、歳入は約83億円で差引17億円足りていないという形にざっくり言うとそういうことになると思います。その足りていない部分は借金をして賄っているということではありますが、単式簿記の記録形式だけでは、一度お金が入ってくると、税収であろうが、借金だろうが、見分けがつきにくい状態がございます。交付税でのキックバックなどと言ったような起債もあるものですから、非常にわかりづらいのが現実でございます。発生主義の諸表とも言われています貸借対照表、それから行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書などによる4諸表での会計処理について、どのような見解を持っているのか、市長に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） ヨーロッパ等、進んでいるところではそういうことをやっているわけで、日本は今、ご指摘ありましたように、ほとんどの公会計が単式簿記の仕組みでございますけど、先ほど言いましたように、支出した資産の価値、評価を入れますと、まさに貸借対照表的な数字を国民に提示できると。

一方では、行政コスト等を含めて、いわゆる民間がやっている損益計算書のような表を出しますと、コストの感覚が顕著になってくる。ですから、これ以上はだめなんだという、それによって例えば、人件費であったり、物件費であったり、維持管理費であったり、経費をどう圧縮するかという論理が出てきますから、これは非常にいいことであって、将来はこうなるべきだと考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長の言うとおりでありまして、将来世代に対して責任ある財政の効率化や適正化、それから資産、債務の管理と改革、それからまたは住民に対する透明性の向上等の必要性から、先ほど言いましたように、公会計制度の改革というのは、当然のことなんだろうなというふうに思っています。

それから、財務諸表の公開については、財務諸表というのは、簡単に言ったら予算決算なんです、市政だよりを使って、年1回発行しているわけです。市民に向けては。土佐清水市の財政状況の公表に努めているというふうに思います。特に決算情報については、タイムリーじゃないと、使った後に損をしているなど見るだけになってしまいます。しかも、半年後なんで

す。これは。基本的には議会に報告をされて、半年たって、決算審査というものがございませうけれども、それがわかった時点で、議会としても使った後の審査をしている状況は、確かにそれが決算審査であろうというふうに思います。

でも、一般的な企業の場合は、大体月に1回程度は決算情報を出すのは当たり前の状況になっています。もっと頻繁にチェックをして厳しくやっているところもございませう。

当然、ふえ続ける住民要求に対応していかなければならないわけでもございませうが、一方で、市民も自分が受けている行政サービスが幾らかかって成り立っているのかを知らなければならぬというふうに思います。議会や市民にわかりやすい形で、スピード感を持ってコスト情報を開示していかなければならぬのではないかとこのように思いますが、事業単位でバランスシートをつくり、本市のホームページなどに載せていくといった仕組みを考えて、もっと頻繁に情報開示をする必要があるのではないかとこのように思いますが、副市長の答弁を求めたいと思ひます。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

決算や当初予算については、年1回広報に掲載し、開示もしていることはご承知のとおりであります。

単刀直入に言ひますと、今言う例えば補正の部分についてもタイムリーな形で、情報開示ということだろうというふうに思っております。

現在、年4回、議会がありまして、その際、補正も計上しているところでもございませう。その補正につきまして、当然開示するということは住民に周知を図るということも大事なことだろうと思ひますけれども、財政担当者、日々の業務が大変立て込んだ部分も当然あります。掲載、開示する内容によっては、一定、煩雑になる場合も当然ありますので、その内容等もよく吟味しながら、担当課とも調整を図りながら、検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 具体的に副市長のほうから述べていただきました。できれば、年4回議会をやっておりますから、そのたびに補正が上程されます。計上されて、それからきちっと議会の議決が出てきた、形が整ったら、そういう情報開示、できれば年に2回ぐらひはしていただければ、非常にありがたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後、ますます厳しくなるというふうに思われる本市財政と公会計制度改革について、土佐

清水市としてどのように対峙をしていくかということなのですが、これからの長期的な展望に立ったときに、人口構成や公共施設などの市有資産、それから市直轄事業や第三セクター事業などは、土佐清水市にとってどのくらいのリスクや環境変化が考えられるのか。ふえ続ける住民要求に応じていくためには、本市独自の資金調達策をどのように考えているのか、最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 消費税が上がるというのが日程に入ってきております。それによりまして、地方に対しても消費税から何割か入ってきます。それによって今までの地方交付税に対するいろいろな数字的な矛盾、制度的な矛盾がかなり解消されるという方向が出てきておりますから、その状況を見ないと、中長期の判断はできませんけれども、今度の消費税の計画は政府の予定どおりになりますと、随分と交付税制度は変わってくると認識しておりまして、今まで交付税が少ないとあって、大変全国の首長が言っておりました問題も、ある程度解消するのではないかとそのように見ておりますけど。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） これで終わりますけども、資金調達策というのは、消費税任せなのかな、国任せなのかなというふうに思います。

私がちょっと聞いたかったのは、本市独自のそういう資金調達策です。それはストックとしてどういう形で考えていらっしゃるのかなというふうなことをちょっと聞きました。

今回の太陽光発電特別会計事業について、その大きな一つではないかと思います。

昨日、8番議員のほうからそういう例えば塩漬けの土地とか、公共不動産を有効に活用すべきではないか。それによって歳入をどんどんふやしていくべきではないか。活用をどんどん図っていくべきではないかというような話もありましたから、そういう話をちょっと聞いたかったんですが、多分、それも考えていらっしゃるであろうということだというふうに思いますから、それも含めて、これで次の質問に移っていきいたいというふうに思います。

公務員の選挙関与の制限について質問をしてまいりたいというふうに思います。

今議会の冒頭、市長所信表明において、次期市長選挙における杉村市長の去就が明らかになりました。新人候補の無投票当選かとも言われておりましたが、杉村市長の参戦で無投票という最悪の展開から免れたところでございます。

この壇上から、杉村市長、あなたの決断に敬意を送るものであります。

しかしながら、他方では、市役所OB同士での戦いであり、市民の声は市役所の職員の戦い

であるとまでうわさされております。しかも後援会事務所には、頻繁に市職員が出入りしている旨の話や現役の市職員が候補者とならんとしている者を個別で連れ回っているといったことも耳にします。

勝手なもので、市民から見れば、市職員OBであっても、現職であっても、市役所職員ばかりが選挙をしているとのがった見方をしているような節もあります。

そのことを言わしめる一つの大きな要素として、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公平な運営を図る必要があると法律に規定されているからであります。

その法律とは、地方公務員法第36条に規定されています政治的行為の制限のことで、具体的にはどのようなものなのか、まず法の適用範囲を副市長に示していただきたいというふうに思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

地方公務員法第36条は、一般職に属する全ての地方公務員に適用されるとなっております。

また、調理員、あるいは介護員等の現業職には適用できないこととなっております。しかしながら、法的拘束力はないものの、法的に問題があるかどうかではなく、公務員であることの認識の中で、市民から誤解を受けないことが必要であり、36条に規定されている政治的行為の制限につきましては、市役所全職員に遵守することを指導していきたいというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 全職員に地公法第36条についての政治的中立性を担保するようなきちっとした取り組みをしていきたいということではありますが、ただ、今、36条について現業職は適用除外という話がでましたけれども、ただ、あとで出てきますけれども、地公法36条だけではなくて、公職選挙法に対する規定もきちっとございますから、その辺も踏まえて、特にしおさい、それからそういう現業職を抱えているところについても、ぜひともそういうきちっとした公務員としてあるべき姿をしっかりとけん制もしていただきたいというふうに思います。

地公法第36条で、制限されている政治的行為とは、具体的にはどのような行為を指すのか、市職員の違法な選挙活動の具体的な範囲や基準はどういうものなのか、副市長に答弁をいただきたいと思っております。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

地方公務員法第36条で禁止されているのは、第1項では政治団体等の発起人や代表者になったり、勧誘運動、これは不特定多数の者を対象として組織的・計画的に決意をさせるように促す行為を禁止しております。

また、第2項では、選挙における政治活動を制限していきまして、第1号は投票勧誘運動禁止、これも先ほど言いましたように、不特定多数の者を対象として組織的・計画的に決意をさせるよう促す行為。第2号は、署名運動への積極的関与の禁止。例えば、特定の候補者への支持を求める署名活動を組織し、みずから発起人や代表者となること。第3号は、特定の政党、候補者への寄附金カンパで中心的役割を担うことを禁じております。

第4号は、庁舎等を選挙目的で利用することを禁じております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） どんなことをしたらいかんかということ副市長から述べていただきましたけれども、これはあくまでも地方公務員法第36条で規定をされているところでありまして、もう一つちょっとお聞きしたいのですが、地方公務員法と国家公務員法、地公法と国公法、ともにさっき話もされたような政治的行為の制限というものが課せられていますが、地方公務員と国家公務員とではどのような違いがあるのか、副市長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

国家公務員法では、第102条で一般職の国家公務員に対しての政治的行為の制限を定めており、その中で人事院規則で定める政治的行為をしてはならないとあり、この委任を受けて人事院規則で17項目の政治的行為が規定をされております。

一番大きな地公法と国家公務員法の違いにつきましては、国家公務員法では3年以下の懲役、または100万円以下の罰金の罰則規定があることだというふうに思っております、地公法にはこの罰則規定はございません。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 地公法第36条においては、国公法と違い、罰則規定が組み込まれ

ておりませんので、これ開き直った行動をとる職員も少なくないというふうに聞いています。その一つの大きな例が、大阪市のそれが如実にそれを証明しています。大阪市では、市独自の条例を制定をして、そういう地公法第36条の中に条例で定めることができるという一項がありますから、それを使ってそういう状態をつくり上げているという実態もあるのではないかなというふうに思います。そういうことが開き直るような職員がないように、ぜひお願いをしておきたいというふうに思うところでございます。

地公法第36条の規定については、市長部局で統制をしなければならない規定であるのに対し、公職選挙法は選挙管理委員会が所管をしなければならない実務でございます。地公法、公職選挙法ともに公務員の政治的行為を制限した規定となっておりますが、公選法第136条の2、公務員等の地位利用の運動の禁止及び同法第137条、教職者の地位利用の運動の禁止について、具体的にどのようなことを指すのか、適用範囲も含めて選挙管理委員会事務局長の答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 徳井直之君自席）

○選挙管理委員会事務局長（徳井直之君） お答えいたします。

まず、公職選挙法第136条の2の公務員等の地位利用による選挙運動の禁止につきましては、対象となる公務員が、地方公務員法では一般職に限られておりましたが、公職選挙法では、一般職、特別職を問わず、勤務の形態も常勤であると非常勤であることを問いません。全ての公務員が対象となります。

地位利用とは、公務員がその地位にあるがため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力または便益を利用するという意味と言われており、例えば、1、公務員が関係団体や関係者に対し、その職務権限に基づく影響力を利用すること。2、公務員が部下または職務上の関係のある公務員等に対し、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用すること。3、官公庁の窓口住民に接する職員が職務に関連して、住民に働きかけることなどがあります。

次に、公職選挙法第137条は、教育者は学校の児童生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないとあります。教育者とは、学校教育法に規定する学校、小中高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、特別支援学校及び幼稚園の長及び教員ということになります。この場合、公立・私立を問いません。

教育者の地位を利用して選挙運動とは、教育者がその地位に伴って有する児童・生徒・学生に対する影響力を利用して行う選挙運動を言われ、直接児童生徒等を選挙運動に従事させる場合はもちろん、これらの父兄、あるいはPTA等に働きかける場合も含まれます。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 具体的に答弁をしていただきましてありがとうございます。

もう一つ聞かせていただきたいと思います。具体的に。公選法で規定をされている地位利用。さっきも地位利用というのは136条の2でございますが、選挙運動類似行為というのがあると思いますけれども、それはどのような行為を指すのか、選挙管理委員会事務局長の具体的な答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 徳井直之君自席）

○選挙管理委員会事務局長（徳井直之君） お答えいたします。

公職選挙法第136の2第2項では、地位利用による選挙運動類似行為も禁止されております。この規定は、本来、選挙運動に該当しないと考えられているいわゆる立候補準備行為、ないしは選挙運動準備行為であっても、公務員がその地位を利用して行うことの弊害にかんがみ、地位利用による選挙運動とみなして、これを禁止するものとされております。

1号から5号までの規定がされておりますが、これらの規定については省略させていただきます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 選挙運動の類似行為というのは、まずしたらいかんという行為でございますから、特に公職選挙法第136条の2にある公務員の地位利用については、類似行為であってしてもはだめということでございます。1から5まであるそうでございますから、できれば選挙管理委員会の局長のほうに問い合わせただければありがたいなというふうに思うところでございます。

市職員がその地位を利用して行う選挙運動は、単に服務上の問題ではなく、それが選挙の自由、公平を著しく害する行為であり、事前であれ、選挙期間中であれ、一切禁止されており、一般的には選挙運動でないとして立候補準備行為や先ほど、局長のほうからありましたけれども、選挙準備行為でも地位利用になる場合はできないというふうになっています。その地位を利用してとは、職員がその地位にあるため、特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力、または便益を利用するという意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合を言うものでございます。したがって、職員の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算編成権等に基づく影響力を利用して、部下または職務上の関係のあるものに

対し、選挙に関して特定の候補者への投票を促すことは、明らかに違法と思いますが、どのような見解か局長にお尋ねをしたいと思います。

○議長（岡林守正君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 徳井直之君自席）

○選挙管理委員会事務局長（徳井直之君） 今、議員がおっしゃられたように、地方公務員法上も公職選挙法上もそのような行為は違法と考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 公職選挙法239条で、選挙運動の期間が規定されていますが、どのような内容か、選挙管理委員会事務局長に答弁を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 徳井直之君自席）

○選挙管理委員会事務局長（徳井直之君） 公職選挙法では、第129条で選挙運動は、立候補の届け出があった日からでなければすることができないこととされておりまして、それ以前に選挙運動を行うこと、すなわち事前運動を行うことは、全て禁止されております。

具体的な例といたしましては、買収や戸別訪問のような選挙運動期間中も禁止されている行為はもちろん、個々面接とか、電話による選挙運動のような選挙運動期間中ならばできる行為であっても、これを届け出前、告示日前に行えば、一切事前運動になるものという判例もございます。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 済みません。今、239条と言いましたが、129条の間違いでございますので、申しわけないです。

事前運動についてであります。選挙運動の禁止制限規定に違反する行為については、公務員の服務違反として、懲戒の処分の対象になるばかりでなく、刑事上の処罰の対象になります。公職選挙法については、地公法についてはそれはないですが、公職選挙法についてはそこが当てはまるということなので、ぜひとも気をつけていただきたいというふうに思います。

先ほど私がずっと述べてきましたのは、公務員の皆さんの責任、それから地方公務員の皆さんの義務ということをやっと述べてきました。今度は権利というものもあります。その権利も市長のほうより、その見解を聞きたい。権利と義務、それがこの選挙にかかわる皆さん方の一つの大きな枠組みということになりますから、その見解を理事権者である市長に聞いてみたいと

思います。

憲法第19条、思想及び良心の自由というのがあります。それから第21条、集会、結社及び言論の自由の権利と地公法第36条及び公選法における職員の責務について、市長の所見を求めたいと思います。

○議長（岡林守正君） 市長。

（市長 杉村章生君自席）

○市長（杉村章生君） 大事な点が触れられました。ご承知のように、憲法は、全て国民は集会、結社及び言論の自由、これを保障されております。法のもとに平等であると。したがって、政治活動も原則的に自由であります。しかし、公務員の場合は、だんだん答弁がありましたように、全体の奉仕者であり、公共の利益のために働くという特殊性があるという立場上、政治的に中立性を保ちなさいというのが法の趣旨だと聞いております。

したがって、職員を政治的影響力から保護し、あるいはまた職員の身分を保障するという二つの側面から、地方公務員法第36条で、一定の政治的行為が禁止されているものと考えられますので、この一定の制限については、憲法上自由であるとはいえ、やむを得ないとこのような解釈が成り立っております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 市長の答弁から引用させていただきますと、36条については職員を保護する大きなセーフティネットとしての役割がある、決まりなんだという話であります。

そして、その地公法第36条についてのコンプライアンス、それをどのように職員に徹底して、市役所の内部統制を図っていくつもりか、これは市長に聞きたいがやけど、市長自身は当事者になりますので、申しわけないが、副市長に答弁をいただきたいと思います。

○議長（岡林守正君） 副市長。

（副市長 吉村博文君自席）

○副市長（吉村博文君） お答えいたします。

この地公法36条に基づく職員の政治的な行為の制限についての指導について、方法についてでございますけれども、従来から、選挙のたびに、各職員に法令の遵守、あるいは市民の誤解を招くような行為については、十分気をつけるようにといった形での文書も流しておりますし、今回、5月に市長選がありますので、それまでにはそういう文書も当然、流していきたいというふうに思っております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） ぜひともそういう市民の目から見ても、公務員としてのしっかりとした責任を果たすという考え方になって、この選挙に皆さん臨んでいただければありがたいと思います。そういうふうなコンプライアンスを整えるための内部統制については、副市長よろしくお願いをしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ同じような質問で申しわけないんですが、選挙管理委員会として公職選挙法上、こういうコンプライアンスについて、どう内部統制というか、対外統制していくのか、その辺も聞かせていただければありがたいと思います。

○議長（岡林守正君） 選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 徳井直之君自席）

○選挙管理委員会事務局長（徳井直之君） 選挙管理委員会といたしましても、地方公務員の法令順守につきましては、当然の義務でありますので、各関係機関に文書等でお願いをするような形で周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） もう時間もございませんから、いろいろと教育者とは何とか、いろんなことを構えておったんですが、教育長については。一つポイントになるところだけお尋ねをしたいと思います。

教育公務員特例法及び公職選挙法における教育公務員や教育者に対するコンプライアンスについて、どのように周知を図っていくつもりか、この選挙における、その辺もしっかりと教育長の答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（岡林守正君） 教育長。

（教育長 村上康雄君自席）

○教育長（村上康雄君） お答えいたします。

公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではなく、その政治的中立性を確保するとともに、行政の公正な運営の確保を図る必要があります。

特に、教員と教育公務員については、教育の政治的中立性の原則に基づき、学校において特定の政党の支持、または反対のために政治的活動をすることを禁止されておりました、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても、公職選挙法137条、教育者の地位利用の選挙運動の禁止及び教育公務員特例法第18条、公立学校の教育公務員の政治的行為の制限に特別の定めがなされ、公立学校の教育公務員は、国家公務員と同じ政治的制限を受け、違反した場合においても、国家公務員と同様に罰則を受けることと規定されております。

教職員の選挙運動の禁止等については、これまでも校長会を通じて、高知県教育長からの通

知などにより、周知徹底を図ってきたところであります。今後においても、教育公務員が法令に違反する行為や教育の政治的中立を疑われる行為をすることにより、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、文書での通知をはじめ、校長会などで周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 13番 橋本敏男君。

（13番 橋本敏男君発言席）

○13番（橋本敏男君） 教育公務員はもちろんです、公職選挙法上、教育者というのも入りますので、その辺もお忘れなきようお願いをしたいというふうに思います。

ともあれ、5月26日には、市長選挙が投票されます。それに対してそれぞれの候補者も出そろうのではないかなというふうに思っています。現職をはじめ、新人の方、それぞれ今は2名、表明をしていますが、くれぐれも市民から疑念を抱かれないような市の職員としてのあるべき姿をしっかりと管理職の皆さんは、先頭になって整えていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。

以上で、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による一般質問は全て終わりました。

一般質問を終わります。

日程第2、議案の委員会付託を議題といたします。

市長提出議案第1号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案第34号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案34件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をいたします。

なお、各委員会は、3月22日までには、各案件の審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

日程第3、市議会議案第1号「土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番 西原強志君。

（4番 西原強志君登壇）

○4番（西原強志君） 土佐清水市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についての提案する主な理由について説明をいたします。

議員定数の削減は、財政状況、県内各市の議員定数の現状、また市民の動向等によるものが

大であります。本案件は、県下各市の類似状況、また室戸市、安芸市及び隣接する宿毛市においても議員定数を14人としている現状であります。本市の議員1人あたりに占める人口及び他市の1人あたりに占める人口等も勘案しながら、これまで本市の議員数を削減する一つの基準として、人口1,000人に対して議員1人の人口を基本に、議員数を定めて削減を図ってきた経緯があります。

平成24年10月の住民基本台帳による議員1人当たりの人口は、1,141人となっております。本市としても平成22年9月執行の市議会議員選挙から室戸市並びに安芸市の議員定数と同じく、2名削減し14名の議員定数となりました。しかし、平成22年9月執行の市議会議員選挙に際しては、無投票となり、市民が市議会に対しての選択を行使する機会を与えなかったことは、まことに残念であります。

このようなことは、いろいろな要因もあるかと思いますが、このままの状況で推移した場合に、来年8月に予定されている市議会議員選挙は、前回に引き続き2期連続の無投票となる公算が大きいところであります。

この際、最低でも議員定数を2名削減して、経費の削減を図ることはもとより、市民の期待に応えることが重要と考え、提案するものであります。

また、これまでの国の三位一体改革により、厳しい財政運営が続いている実態からしても、議員みずから身を切る姿勢が必要であると考えるところであります。

もちろん、議会は議決機関として大きな権能と重要な責任を担っておりますので、議員の減少が権能の行使や責務の遂行に障害とならないよう、一層議会改革を推進し、効率的な議会運営を目指すとともに、私たち議員はこれからも一層の研さんに努めなければならないと存じます。

なお、本条例は次の一般選挙から適用するものであります。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第1号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第1号については、議会運営委員会に付託いたします。

なお、本件につきましては、3月22日までには審査を終わりますよう、特にご配慮をお願いいたします。

お諮りいたします。

明3月14日は予算決算常任委員会審査及び議会運営委員会審査のため、15日は予算決算常任委員会審査のため、3月16日、17日及び20日は土日、祝日のため休会、3月18日は総務文教常任委員会審査のため、3月19日は産業厚生常任委員会審査のため、3月21日は委員会の審査結果の取りまとめのため、休会といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、3月14日から3月21日までの8日間は、休会とすることに決しました。

なお、各委員会の開催日は、予算決算常任委員会は3月14日、15日のそれぞれ午前9時に開催、3月14日予算決算常任委員会終了後、議会運営委員会を開催、総務文教常任委員会は3月18日、産業厚生常任委員会は3月19日、それぞれ午前9時より開催いたしますので、よろしくご協力をお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会いたします。

明3月14日から3月21日までの8日間は休会とし、3月22日午前10時に再開いたします。

午後 2時34分 散 会